

平成31年3月28日開催

第 7 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

第7回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年3月28日(木) 午前10時00分
2. 開催場所 新ひだか町コミュニティセンター 1階娯楽室
3. 出席委員 10名 (欠席委員0名)

1	番	酒	井	薫	出
2	番	山	野	美幸	出
3	番	中	村	トク	出
4	番	西	村	和夫	出
5	番	岡	田	猛郎	出
6	番	安	田	悦郎	出
7	番	土	居	正広	出
8	番	前	谷	武志	出
9	番	野	表	篤夫	出
10	番	金	森	靖一	出

4. 出席事務局職員

事務局長 阿部 尚弘
主 幹 二本 柳浩一
主 幹 神谷 貴史

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 現況証明下附願いに対する発給について

議案第6号 平成30年度農業委員会活動計画の点検・評価結果及び平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画の策定について

議案第7号 平成31年度の下限面積の確認について

議案第8号 農業委員会事務局職員の任免について

6. 会議の概要

事務局長	<p>それでは、これより平成31年3月28日招集、第7回新ひだか町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>なお、本日の欠席者は0名でございます。出席委員は10名で定足数に達しております。</p> <p>以上により、農業委員会法第27条第3項及び新ひだか町農業委員会会議規則第8条により、本総会が成立していることを報告いたします。</p> <p>総会の開会にあたり、金森会長よりご挨拶をいただきまして、議事に入りたいと思います。</p>
会長	挨拶
事務局長	<p>それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっております。会長、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声多数】</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員は、5番岡田委員、6番安田委員をお願いいたします。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>ここで報告事項について、事務局より追加報告の申出がありましたので、報告第1号としてこれを認めます。事務局より、報告第1号1番の議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、報告第1号の議案書をご覧ください。農地法第18条第6項の規定による解約通知については1件です。議案書をもとに説明します。</p>
事務局	【報告第1号1番を議案書をもとに朗読】
議長	<p>これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>採決いたします。報告第1号について、事務局の報告どおり承認することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数)</p>
議長	<p>賛成多数ですので、報告第1号は事務局の報告どおり承認することといたします。</p>
議長	<p>次に議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より、議案第1号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号の議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については6件です。議案書をもとに説明します。</p>
事務局	【議案第1号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	<p>以上の申請の内容は、お手元にごございます別添農地法第3条調査書の1ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で議案の朗読と説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。</p>
4番	<p>議案第1号1番については、事務局の説明のとおりです。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>

議長 採決いたします。議案第1号1番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第1号1番はこれを許可相当と決定いたします。

議長 次に、事務局より議案第1号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第1号2番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の申請の内容は、お手元にございます別添農地法第3条調査書の2ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

5番 議案第1号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第1号2番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第1号2番はこれを許可相当と決定いたします。

議長 次に、事務局より議案第1号3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第1号3番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の申請の内容は、お手元にございます別添農地法第3条調査書の3ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

6番 議案第1号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第1号3番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第1号3番はこれを許可相当と決定いたします。

議長 次に、事務局より議案第1号4番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第1号4番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の申請の内容は、お手元にございます別添農地法第3条調査書の4ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

6番 議案第1号4番については、事務局の説明のとおりです。

議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第1号4番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号4番はこれを許可相当と決定いたします。
議長	次に、議案第1号5番から6番を関連がありますので、一括して議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第1号5番、6番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の申請の内容は、お手元にごございます別添農地法第3条調査書の5ページと6ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
2番	議案第1号5番、6番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
6番	共有名義の案件があるが、この場合、面積も4分の1となるのか。
事務局	面積は4分の1にはできませんので、あくまで権利の持分が4分の1ということになります。
議長	他に、ご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第1号5番から6番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号5番から6番はこれを許可相当と決定いたします。
議長	次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より、議案第2号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第2号の議案書をご覧下さい。農地法第4条の規定による許可申請については1件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第2号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位1番ですが、現住宅が後継者夫婦との同居のため手狭になったため、農家住宅を新築するため申請が出されました。申請地は、営農管理上最適な場所が選定されており、営農に支障がないよう配慮もされています。 なお、本案件は、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第4条第1項の転用申請について、転用不可の項目には該当しないため、やむを得ない転用であると考えます。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当委員に行っていたき、やむを得ない転用である旨の意見をいただいております。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
5番	議案第2号1番については、事務局の説明のとおりです。

議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号1番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号1番はこれを許可相当との意見を付して、北海道農業会議へ諮問にかけ、北海道に進達することに決定いたします。
議長	次に議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを、議題といたします。 事務局より、議案第3号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第3号の議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請については1件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第3号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位1番ですが、こちらは良好な農地にすることを目的とした土砂及び砂利採取に伴う、一時転用の案件です。申請地は、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第5条第1項の転用申請について、転用不可の項目には該当しないため、やむを得ない転用であると考えます。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当委員に行っていただき、やむを得ない転用である旨の意見をいただいております。□ 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
8番	議案第3号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号1番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号1番はこれを許可相当との意見を付して、北海道農業会議へ諮問にかけ、北海道に進達することに決定いたします。
議長	次に議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議題といたします。 事務局より、議案第4号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第4号の議案書をご覧ください。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画については、所有権移転が2件、利用権設定が3件、合計5件であります。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第4号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
8番	議案第4号1番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号1番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号1番の集積計画について決定いたします。

議長 次に、事務局より議案第4号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号2番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

2番 議案第4号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号2番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号2番の集積計画について決定いたします。

議長 次に、事務局より議案第4号3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号3番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の2ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

8番 議案第4号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号3番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号3番の集積計画について決定いたします。

議長 次に、事務局より議案第4号4番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号4番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の2ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長	ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
8番	議案第4号4番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号4番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号4番の集積計画について決定いたします。
議長	次に、事務局より議案第4号5番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第4号5番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にご置きます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の3ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
8番	議案第4号5番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号5番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号5番の集積計画について決定いたします。
議長	次に、議案第5号現況証明下附願いに対する発給についてを、議題といたします。 事務局より、議案第5号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第5号の議案書をご覧下さい。現況証明下附願いに対する発給については3件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第5号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位1番ですが、申請地は昭和62年10月26日付けで農地法第4条の転用許可を受け、厩舎が建っている場所です。この度地目整理を行ったうえで、子に処分するために願出がされました。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当委員に行っていただき、転用許可通りに厩舎が建っており、今後営農作付の見込みがないため、非農地である旨の判定意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
6番	議案第5号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第5号1番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第5号1番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 次に、議案第5号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第5号2番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位2番ですが、申請地は周囲が宅地化されている地区であり、現況は自家菜園の一部として庭等で使われていて、20数年前から営農作付けしている土地ではありません。この度地目変更を行ったうえで、農業者以外の第3者に処分することから願出がされました。昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当委員に行っていたが、今後も肥培管理が困難で営農作付の見込みがなく、非農地である旨の判定意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

6番 議案第5号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第5号2番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第5号2番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 次に、議案第5号3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第5号3番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位3番ですが、本案件につきましては、面積が大きいことから平成31年3月18日に、三石地区の農業委員5名と地区推進委員2名、事務局職員で現地調査を行っております。申請地は斜面になっている箇所が多くあり、また、ここ数年の大雨により、山からの水により湿地帯となりトラクター等がぬかるなど、肥培管理が難しくなっております。現地で協議を重ねた結果、非農地とするのはやむを得ない場所であるとの意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

6番 議案第5号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第5号3番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第5号3番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 ここで事務局より、追加議案の申出がありましたので、議案第5号4番、5番として許可いたします。関連がありますので、一括で議案第5号4番及び5番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第5号4番、5番を議案書をもとに朗読】

<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>4番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>4番</p> <p>事務局長</p> <p>事務局</p>	<p>申請地は、順位5番の●●さんの農地を両側から挟んだ形で、順位4番の●●さんの土地があるという地形になっております。肥培管理を依頼して、別な方が行っていたのですが、体調を崩し肥培管理ができなくなったことに加え、傾斜地のため管理が難しいということと、降雨時に表土が流出して砂利わらになるような土地であり、肥培管理が困難なため、今回、両名より証明願いが出ております。</p> <p>ここに至るまでに、会長及び地区担当委員に現地の説明と場所を確認してもらい、今後も肥培管理が難しいことから、非農地にするにはやむを得ないとの意見をいただいております。</p> <p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p> <p>議案第5号4番、5番については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。議案第5号4番、5番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、議案第5号4番、5番については現況証明を発給することと決定いたします。</p> <p>今後に向けて聞きたいのですが、例えば、大きな面積を非農地にする場合に、下部の農地への影響が出る懸念があると思うんですが、現況証明を発給する場合のルールはどうなっているのか。</p> <p>農地法第3条で取得した場合など、農地法の規定内は法的な根拠があるんですけども、現況証明の場合は、農業委員会のサービス業務という位置付けもあり、その後の利用方法に対して、農業委員会として強く指導する法的根拠がないような状況です。</p> <p>ただしトラブル防止の観点から、現況証明の相談の際には、法的なルールにはないのですが、その後の利用方法によって近隣の農業者に迷惑のかからないように、または影響がないように配慮するよう、指導なり、話なりは行っております。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に、議案第6号、平成30年度農業委員会活動計画の点検・評価結果及び平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画の策定についてを、議題といたします。 事務局より、議案第6号の議案の朗読と説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、平成30年度農業委員会活動計画の点検・評価結果及び平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画の策定について、ご審議を願います。 議案書及び別添資料をもとに説明します。</p> <p>【議案第6号を議案書及び別添資料をもとに朗読】</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>それでは、採決いたします。議案第6号について、原案通り承認することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、議案第6号については、原案通り承認することと決定いたします。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、議案第7号平成31年度の下限面積の確認についてを議題とします。 事務局より、議案第7号の議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>それでは、議案第7号平成31年度の下限面積の確認について、ご審議を願います。 議案書及び別添資料をもとに説明します。</p>

<p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>【議案第7号を議案書及び別添資料をもとに朗読】</p> <p>平成21年12月施行の改正農地法により、農林水産省令で定めるところにより、別段の面積を設定したところですが、毎年、農業委員会では、下限面積(別段の面積)の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。</p> <p>当委員会は現行のまま、2haと設定し、ただし集約的農業、例えばミニトマトのハウス栽培及び花きのハウス栽培等については、2ha以下でも許可する場合があることで、現行の設定を変更しないことで考えており、提案いたします。</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。議案第7号については、原案のとおり承認することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、議案第7号については原案のとおり承認することと決定いたします。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に、議案第8号農業委員会事務局職員の任免についてを議題といたします。 事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。</p> <p>【議案第8号を議案書をもとに朗読】</p> <p>本案件は、平成31年4月1日付けの異動に伴うもので、本会事務局職員を議案に記載のとおり任免したいので、ご承認願います。</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。議案第8号については、承認することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)</p> <p>それでは、議案第8号については承認することと決定いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、以上をもちまして、新ひだか町農業委員会第7回総会を閉会いたします。</p> <p>(終了時刻 午前11時13分)</p> <p>以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。</p> <p>平成31年3月28日(議事録調整日 平成31年4月22日)</p> <p style="text-align: right;">新ひだか町農業委員会会長 ㊟</p> <p style="text-align: right;">議 事 録 署 名 委 員 ㊟</p> <p style="text-align: right;">議 事 録 署 名 委 員 ㊟</p>